



5月23日、米文化センターを占拠した学生

マルクス・レーニン主義通信

日「韓」条約20年を見すえ 朝労働者の団結を

一九六五年の日「韓」条約締結から二〇年が経過した。それはまさに、日帝による朝鮮侵略、「韓」国属國化の二〇年であり、朝鮮人民抑圧の二〇年であった。そして今日、南朝鮮労働者人民の反帝・反独裁闘争、在日朝鮮人民の入管体制反対闘争が一段と昂揚している。日本労働者階級の革命的・國際主義的闘いがますます要求されているのである。

南朝鮮学生による米文化

センターア占拠闘争

光州蜂起五周年を迎えた南朝鮮で、五月二三日、「韓」国全学連に結集する「光州虐殺処罰委員会」の学生七十余名がソウル米文化センターを占拠した。

彼らは、窓ガラスに①光州事件の責任を負い、米国の公開謝罪②米国の軍事独裁へのテコ入れ中止③軍事独裁の打倒④国政調査権の発動、のスローガンを張り出し、ハンストに入り、二六日に声明を発して自主解除するまで、断固として米帝の責任を追及し抜いたのである。そして、全国十七大学でこれと呼応した集会やデモがくり広げられたのであった。この闘いが、「通信」前号で紹介した四・一九革命二五周年の決起に続き、五・一七の四万人決起を初めとした光州蜂起五周年闘争の頂点としてあることは明らかであり、その意義は多大である。

米文化センター占拠闘争は、光州虐殺における米帝の責任を明らかにした。学生の追及によって米大使館側は、これまで知らされていなかった光州事件時での「韓」国陸軍第二十師団の移動の承認などを認めざるをえなかつたのである。しかも米帝及び全斗煥「チヨン・ドファン」政権は、八〇年光州米文化セ

「韓」条約体制ともいるべきものとして体現されてきたのであった。
日「韓」条約は、①基本条約②漁業協定③経済協定④法的地位協定⑤文化協定⑥紛争の解決に関する交換公文から成っている。
①は、「両国の相互の福祉及び共通の利益の増進のため並びに国際の平和及び安全の維持のために、両国が国際連合憲章に適合して緊密に協力することが重要である」(前文)、「一九一〇年八月二二日以前に大日本帝国と大韓帝国との間で締結されたすべての条約及び協定は、もはや無効である」(第二条)、「大韓民国政府は、…朝鮮にある唯一の合法的な政府である」(第三条)、等を記し、これが以降の日帝政府による朝鮮政策の基本となつたのは周知の通りである。

③は、日本政府が「韓」国に無償資金三億ドル、有償借款二億ドルを一〇年間にわたり供与することを決めたものであり、日本独立資本の南朝鮮進出・従属化の導水路となつたのであった。

又、日本政府は④に当つて「韓国籍」をデ

ッチ上げ、在日朝鮮人の抑圧・分断・「同化」・追放政策を強めることとなつたのである。

七八年一月に南朝鮮人民が発した「日本国民、特に日本女性に送る手紙」は、「去る六年、韓日協定が強制的に締結されたのち、

日本は経済協力という美名の下に韓国経済を、①日本に編入させる基礎作業を固め、②その

強まる中国の世界市場への参入 // 4頁
再分割めぐる帝国主義抗争の現局面 // 5頁
八四春闘の総括 // 6頁
あいつぐ炭鉱事故と石炭政策 // 9頁
入閣主義深めた日共の十中総 // 10頁

狭山抗告棄却を糾弾する 4頁

夏期一時金の圧倒的カンパを

二〇年前の六月二二日、日「韓」条約が調印された。以降、日本と朝鮮との関係は、日本大使と密接に連絡を取り合つた」と語つてゐる(五月一六日)ことからして、南朝鮮人民による米帝の責任の追及は日本帝国主義にも向けられているのだ。日本労働者階級は、南朝鮮労働者学生の反米日(帝)・反独裁の闘いを断固として支持し、それに応え、日本ブルジョア政権打倒の闘いを推し進めなければならない。

日「韓」条約の20年

二〇年前の六月二二日、日「韓」条約が調印された。以降、日本と朝鮮との関係は、日

月刊1部200円

共産主義者同盟(全国委)
マルクス・レーニン主義派
編集発行人 目黒安雄
横浜港南郵便局私書箱16号
振替 横浜9-3719

入管法・外登法の撤廃へ

次に日本の公害と公害産業の輸出地域として利用し、③日本の斜陽産業・消費産業そして観光地帯として利用してきました」と述べている。

この二〇年間の日「韓」貿易で、「韓」国は約三〇〇億ドルの赤字を招き（最近では毎年約三〇億ドルにのぼる）、これはこの期間の「韓」国の総貿易赤字の四分の三を超えていたのだ。この一事を見ただけでも、日帝への「韓」国の従属は明らかである。更に、日本の対「韓」投資は四八・〇%（米国二八・七%）で第一位を占めており、「韓」国の対日貿易赤字はこれと結びついた構造的なものとなっている。これこそ、いわゆる新植民地主義的侵略に他ならず、「三割外資、三割外需、三割軍事」といういびつな「韓」国経済の主要な原因はここにあるのである。

そして、「日韓癒着」といわれる構造は、単なる汚職構造ではなく、このことを経済的背景とした国家的従属関係（日帝による「韓」国）の属國化の上に成立しているのだ。

他方、日「韓」条約の政治的・軍事的性格は明らかである。朝鮮の南北分割固定化を図り、「韓」国を民族解放闘争からの防波堤とし、「韓」国との「防衛」（侵略を合法化することが日帝の狙いであった）。

六七年に開始された日「韓」定期閲賛会議、六九年日米共同声明での「韓」国（安全は日本）にとって緊要」（韓国条項）、七五年ベトナム解放直後の日米共同声明での「韓国（安全が朝鮮半島における平和の維持に緊要）」「新韓国条項」、そして八〇年代における「日韓新次元」と全斗煥（天皇会談）という政治過程、更に、その過程を一貫する日米「韓」共同軍事作戦態勢の拡大・強化（これがそれを雄弁に語っている）。

又、日「韓」条約は、在日朝鮮人にとて転換点をなした。彼らは、七〇年一・一六協定永住権申請期限切れを前後して、計り知れない苦惱を余儀なくされたのである。六五年の国会で法務省参事官池上努が述べた「在日外国人を煮て食おうと、焼いて食おうと日本政府の自由だ」という政策は今日まで貫かれ、その方向は一言で言うならば「法律一二六号」の抹殺、徹底した政治活動の禁止を向いて進んできたし、今も進んでいる。六九年から四度にわたって国会上程された入管法、七四年の「椎名メモ」（韓国政府の転覆を意図する犯罪行為、あるいは要人の生命をねらうテロ行為などについては、朝鮮総連などの団体構成員による否とを問わず、犯罪行為を取り締まる）、七六年の坂中英徳論文（入管局懸賞第一位入選作）とそれを背景とした八二年入管法（通信）一〇七号参照）、更には日「韓」両政府共謀によるあいつぐ「政治犯」デッチ上げ、等々がそれを示しているのである。そして、当局者自らが「今回の部分改

正であり、今後は全面改正をも考えて正である。その後は全面改正をも考えて正である。その中心は在留資格制度の見直し（日本帝国主義にひたりきり、朝鮮戦争時に開始された日「韓」会談を経て締結された日「韓」条約の前後には、六四年のOEC（日本加盟）、MF（八条国化）、六五年の台湾への円借款供与合意、六六年の日帝のイニシアチブによるアジア開発銀行設立、AS PAC（アジア太平洋閣僚会議）ソウル開催、等があった。日帝は「韓」国を、「アジアの盟主」のための踏み台とせんとしたのであり、その野望は今までますます膨らんでいる。

そして忘れてならないことは、独占資本による对外進出のおこぼれを経済的基本盤として六四年に結成された同盟が、六五年一〇月に「間断なき共産主義の脅威と闘」（共同声明）うことを共通の目的として「韓」国労総との交流を開始し、以後、日「韓」条約のひとつの支柱として発展してきたことである。今や、総評もこの帝国主義的労働運動の波にのまれ、「韓」国労総を招請するまでになっているのだ。

「日本は米国の代理人に過ぎず、韓国民衆の要求が何かを真に受け入れる態度を持たなくては、われわれの闘争の矢を避けることはできないであろう」（ソウル大反ファシズム学友闘争宣言）と言う如く、右記したような日帝の動向への南朝鮮人民の反抗は不可避である。南朝鮮人民は当時から日「韓」条約の本質を見抜き、それは「売国条約」であり、第二の乙巳条約である」と叫んで反対闘争に決起したのである。にもかかわらず朴（バク）政権は、「第二の李完用」といわれようとも所信を貫く」として強行したのである。

これに比して、日本労働者人民の反対闘争においては、過去と現在との日本民族による朝鮮民族の抑圧についての視点がほとんど欠落していた。そうであるが故に次のような帝国主義的居直りを許し、一二月の批准とともに日「韓」闘争は解消してしまったのである。

指紋押捺拒否闘争と諸政党・諸潮流

五月八日、川崎臨港署は、八二年八月以来指紋押捺を拒否している李相鑑（イ・サンホ）氏を外国人登録法違反で逮捕した。この、自治体の告発がない中での初の逮捕は、告発されていくてもどしどし逮捕するという日帝家権力の意思表示であり、指紋押捺拒否闘争に対する新たな弾圧の強まりを意味するものである。

更に中曾根政権は、五月一四日、閣議でこれまでの回転指紋方式に代えて左手人さし指を台紙に押すだけの押捺方式とするというペテン的な政令の改正を行い、同時に「外国人登録事務の適正な運用について」という入管局長名の通達を都道府県知事あてに出した。「五一・一四通達」は、市町村長は①指紋押捺拒否者に對してまず説得する②説得に応じない場合、外国人登録証を交付せず、一ヶ月以内に再度出頭するよう求めて説得を続ける③こうした説得方法を三回繰り返しても応じない場合、同一市町村に居住する保証人二人から同一人物だという確認を得たうえで「指紋押捺」と朱書きした登録証を交付する④同一人性が確認されない場合、職権により調査する——との段取りで対応することを指示している。

これは押捺を拒否すれば三ヶ月間登録証なしということであり、日常生活さえ困難になるという、徹底的な弾圧に他ならない。

これらの輩が成立させんとした日「韓」条約に對して、社共・総評は（小）ブルジョア的平和主義にひたりきり、あげくは「日本の労働者の条件を悪くするから反対だ」との排外主義ぶりまでも、明確に排外主義に抗するというイデオロギーが構築されていない、「なぜ六五年日韓闘争において、法的地位協定の問題を直視しなかつたのか」、「日本階級闘争のなかに、ついに被抑壓民族の問題は定着しなかつたのだ」、日韓闘争の敗北のなかに根底的なものがあつた」

七〇年七・七華青闘告発は次のよう述べている、「日本の新左翼のなかにも、明確に排外主義に抗するというイデオロギーが構築されていない」、L同盟等の反党派主義・大衆追随主義をもたらし、他方、「血債の思想」を説いた中核派等は、七・七告発以前に回帰したかの感がある。今日もなお、七・七告発で突きつけられた問題は解決しきれていないのだ（七・七告発については「通信」一〇五号参照）。

革命的左翼は、七・七告発をもっていわば再出発した。しかしながら、それは一方で第四インター、共労党、ML同盟等の反党派主義・大衆追随主義をもたらし、他方、「血債の思想」を説いた中核派等は、七・七告発以前に回帰したかの感がある。今日もなお、七・七告発で突きつけられた問題は解決しきれていないのだ（七・七告発については「通信」一〇五号参照）。

指紋押捺拒否闘争と

五月八日、川崎臨港署は、八二年八月以来指紋押捺を拒否している李相鑑（イ・サンホ）氏を外国人登録法違反で逮捕した。この、自治体の告発がない中での初の逮捕は、告発されていくてもどしどし逮捕するという日帝家権力の意思表示であり、指紋押捺拒否闘争に対する新たな弾圧の強まりを意味するものである。

更に中曾根政権は、五月一四日、閣議でこれまでの回転指紋方式に代えて左手人さし指を台紙に押すだけの押捺方式とするというペテン的な政令の改正を行い、同時に「外国人登録事務の適正な運用について」という入管局長名の通達を都道府県知事あてに出した。

「五一・一四通達」は、市町村長は①指紋押捺拒否者に對してまず説得する②説得に応じない場合、外国人登録証を交付せず、一ヶ月以内に再度出頭するよう求めて説得を続ける③こうした説得方法を三回繰り返しても応じない場合、同一市町村に居住する保証人二人から同一人物だという確認を得たうえで「指紋押捺」と朱書きした登録証を交付する④同一人性が確認されない場合、職権により調査する——との段取りで対応することを指示している。

これは押捺を拒否すれば三ヶ月間登録証なしということであり、日常生活さえ困難になるという、徹底的な弾圧に他ならない。

これらの新しい新たな弾圧の強化は、一層指紋押捺拒否闘争を拡大している。諸政党・諸潮流はこれに対してもどのよ

押捺拒否の闘いに連帯し

自民党＝独占ブルジョアジーは、自らの独裁＝国家の維持が基本であることは言うまでもない。それ故に、外国人と自国民との「本質的な差異」を國家に対する忠誠度に求め、「一番簡単申しますと、危急存亡のときに鉄砲を持つ」ということだ」（亀井元登録課長）ということになり、「出入国管理行政とは……①我が国の利益となる外国人を受け入れ、②我が国に不利益となる外国人を排除することである」（坂中論文）ということになる。つまり、大阪府警外事課富田五郎課長の暴言が本音だということである。「日本の法の法体制に對して外国人になめられていない：日本に居住したいと思えば、法律が現存する以上、守ってもらわなければならぬ。そういう法体制がいやであれば、自分の國にお帰りになればいい：日本で生まれて、日本人と同じように育っているという方は、日本に帰化すればいい」（五月一〇日、テレビ・インタビュー）――このような帝国主義的排外主義は断固として粉碎しなければならない。

公明党は、「指紋押捺制度を廃止し、外国人に心理的に抵抗のない制度を考えよ」（矢野、二月の衆院予算委員会）と要求している。

民社党は、五月二三日に次のような三項目見解を発表した。「在日外国人の指紋登録制は、人権保障の見地から、抜本的な改廃をめざし、国際的な制度改正に向けて、わが国としても積極的に貢献していくこと」「当面、わが国における在日外国人の指紋登録制については、国際慣習による相互主義の原則を適用することとし、外国に居住する日本人に対して指紋押捺を強制していない国々の国籍を有する在日外国人については、指紋登録制を撤廃する」「日韓地位協定：に基づき、永住資格を有する在日朝鮮人については、わが国に居住するに至った歴史的経緯にかんがみ、日本人に準ずる者として今後、指紋押捺及び外国人登録証明書の常時携帯は不要とする」

社会党の外国人登録法改正案は、①指紋押捺制度の廃止②登録証明書の常時携帯制度の廃止③登録証明書の切替交付制度の廃止④外国人登録原票の登録事項からの「職業」「勤務所・事務所の名称、所在地」の削除⑤各種義務年齢の二十歳への引き上げ⑥罰則の廃止、からなっている。

規約に「国籍条項」が在る日本共産党が八二年の外国人登録法一部改定の際に提出した修正案は、①指紋押捺制度の廃止②登録証明書の常時携行義務の廃止③登録義務年齢等を二十歳に引き上げる、などが含まれていた。しかしながら、最近発行された「日本共産黨の政策」にはまったく載っていない。

これら野党の主張を見るならば、公明党はまったく欺瞞的であり、民社党はブルジョアジーを補完するものであることが明らかである。社・共は改良

思想性を追求している闘いとは、万里の長城が分かっていると言つても過言ではない。

又、革マル派は、「共産主義者」九一号（昨年七月）に「わが全学連の入管闘争に学んで」という雑文を掲載した。それは、かの「われわれは『被抑圧民族』の立場にたっている華青闘諸君にこう言ってやらねばならない。『諸君は被抑圧民族の立場にたっていることを自己批判しなければならない』と」（『スバルタクス』九四号）という思想に基づくものである。これを、指紋押捺拒否闘争が高まりつつある時に掲載したことの意味は、拒否闘争に水をさし、解体することであることは明らかであろう。

以上の露骨な排外主義者ではないが、傾向の一つを代表しているのが第四インターである。

彼らの主張はつまるところ「日本プロレタリアートは……朝鮮人の民主主義運動を階級的に擁護すべきである」ということであり、それによって「日本人と朝鮮人の階級的協働」が進み、又、「朝鮮人の民主主義運動は、『しおびによるボナパルチズム』と全面的に対決する運動としての性格をもたざる」などと述べている（『世界革命』八〇号）。

在日朝鮮人民の運動を「日本人との民主的同権を求める」ものに狭め、しかもそれを「擁護」の対象とした上で成り立つ「協働」は決して「階級的」なものではなく、まさに市民主義に解体したものであり、更にそれを「しおびによるボナパルチズム」論と結びつけ、「日本プロレタリアートのたたかいの有機的な一部」としての性格をもたらすのである。このたたかいの有機的な一部を構成している」と述べている（『世界革命』八〇号）。

日本プロレタリアートにとっては、右の要求はプロレタリア独裁＝プロレタリア共和制の要求の構成部分と言えども、その土台である帝国主義そのものとの闘いと結びつけられなければならない。

「実際上の国際主義は一つしか、ただ一つしかない。すなわち、自国内の革命運動と革命闘争とを発展させるため献身的に活動すること、例外なくすべての国でこれと同じ闘い、これと同じ方針を支持し、ただそれだけを支持することである」（レーニン）

「イギリスの労働者は、アイルランドの労働者に対し、支配民族の一員と感じ、そのことによつて、自分自身をアイルランドに対する貴族と資本家の道具に化し、それでもって、自分自身に対する、彼らの支配を強めている」「アイルランドの民族的解放は、イギリスの労働者階級にとって、抽象的な正義や人道的感情の問題ではなく、彼ら自身の社会的解放の最初の条件である」（マルクス）

「他民族を抑圧する民族は自由ではありえない」という言葉は、このようない内実に裏打ちされたものなのである。そして、抑圧民族のプロレタリアートは、まさにこの精神で教育されなければならない。

日帝ブルジョア政府によつて抑圧され、分断・「同化」・追放の攻撃にさらされている在日朝鮮人・中国人を見殺しにすることは、日本プロレタリアートにとって、自ら解放の条件を棄てざるに等しい。日本プロレタリアートは、指紋押捺拒否闘争を支持するとともに、自らの闘いとして、日帝ブルジョア政府に対する闘いと結びつけてあらゆる一環として、入管法・外登法の撤廃の要求を掲げなければならない。このような闘いを通してはじめて、在日朝鮮人民・中国国民党の眞の連帯・革命的団結をかちとることができる。

日本プロレタリアートにとっては、右の要求はプロレタリア独裁＝プロレタリア共和制の要求の構成部分と言えども、その土台である帝国主義そのものとの闘いと結びつけられなければならない。

「実際上の国際主義は一つしか、ただ一つしかない。すなわち、自国内の革命運動と革命闘争とを発展させるため献身的に活動すること、例外なくすべての国でこれと同じ闘い、これと同じ方針を支持し、ただそれだけを支持することである」（レーニン）

「イギリスの労働者は、アイルランドに対する貴族と資本家の道具に化し、それでもって、自分自身に対する、彼らの支配を強めている」「アイルランドの民族的解放は、イギリスの労働者階級にとって、抽象的な正義や人道的感情の問題ではなく、彼ら自身の社会的解放の最初の条件である」（マルクス）

「他民族を抑圧する民族は自由ではありえない」という言葉は、このようない内実に裏打ちされたものなのである。そして、抑圧民族のプロレタリアートは、まさにこの精神で教育されなければならない。

日帝ブルジョア政府によつて抑圧され、分断・「同化」・追放の攻撃にさらされている在日朝鮮人・中国人を見殺しにすることは、日本プロレタリアートにとって、自ら解放の条件を棄てざるに等しい。日本プロレタリアートは、指紋押捺拒否闘争を支持するとともに、自らの闘いとして、日帝ブルジョア政府に対する闘いと結びつけてあらゆる一環として、入管法・外登法の撤廃の要求を掲げなければならない。このような闘いを通してはじめて、在日朝鮮人民・中国国民党の眞の連帯・革命的団結をかちとることができる。

日本プロレタリアートにとっては、右の要求はプロレタリア独裁＝プロレタリア共和制の要求の構成部分と言えども、その土台である帝国主義そのものとの闘いと結びつけられなければならない。

「実際上の国際主義は一つしか、ただ一つしかない。すなわち、自国内の革命運動と革命闘争とを発展させるため献身的に活動すること、例外なくすべての国でこれと同じ闘い、これと同じ方針を支持し、ただそれだけを支持することである」（レーニン）

マルクス・レーニン主義通信

五月二七日、最高裁第二小法廷は、差別裁判に対し一貫して闘い続ける石川氏の特別抗告申し立てを棄却するという、許すことでのきない暴挙を行った。先進的労働者は、石川氏の不屈の闘いに応え部落大衆とともに、この暴挙を徹底的に糾弾し、狭山再審貫徹・石川氏即時奪還に向け、全力で闘い抜かなければならぬ。

狹山闘争の中で、石川氏の無実はすでに完全に明らかになっている。狹山弁護団は、特別抗告審において小名木証言等の石川氏の無実を示す新規かつ決定的な証拠を提出し、再審要求の闘いを推し進めてきた。そして、八四年三月には、捜査の不等性について特別抗告申立補充書を最高裁に提出し、事実調査を要求するとともに、証拠開示を追求しつつ、部落解放闘争の総体をかけて国家権力を追いつめていったのだ。

事実調査、証拠開示といったまつたく正当な要求を踏みにじり、「各抗告趣意は、適法な特別抗告理由に当たらない」と言い放った棄却決定は、追いつめられた末の悲鳴であり、國家の威信をかけた権力犯罪に他ならない。

事実調査、証拠開示が行われるならば、石川氏の無実は否定しようにも否定しきれなくななるが故に、最高裁はこのような攻撃に打って出たのである。

小名木証言について決定は、「作業中、ホイともオーケーとも、だれかなんか言つたかな」と思うような気がしたのです。はつきりした悲鳴というものではありますでした」という部分を取り出し、「叫び声に類する声を聞いたことは否定し難い」と語り、「むしろN供述は自白を補強する一面があるとさえ認められる」と居直っている。こんなペテンを絶対に許すことはできない。小名木氏は「悲鳴は聞かなかった」と断言しているのであり、しかも、「だれかなんか言つたかな」という程度に聞こえた方角と、検察側が犯行現場と想定した方角とは全く逆なのである。

また、スコップ、足跡、万年筆、殺害方法等についての、自白の虚偽を裏づける証拠をも否定し去っている。曰く、「本件スコップが死体埋没に使用されたものでないことを明らかにしたものとはいひ難い」と。ここでは、ブルジョア刑法の「疑わしきは罰せず」という原則を自ら踏みにじっているのである。この決定文は、なにがなんでも「石川リクロ」を護持せんとする帝国主義ブルジョアジ

狹山特別抗生口棄却を糾弾する

1の意図に貫られており、怒りなくして読むことができない。しかも最高裁は、棄却決定を、三万余の人民が決起した五・二三狹山闘争の後にまわすという手管まで使っているのだ。

このようにしてまで特別抗告を棄却しなければならないのは何故か。

それは、狹山闘争が、国家権力の差別を糾弾し、ブルジョア的合法性の枠を超えた実力闘争として発展することによって、戦後部落解放運動の政治闘争における頂点を形成しているからであり、この狹山闘争を解体することが、とりもなおさず、部落解放運動の解体へと連動せしむることができるからである。

今、日帝ブルジョアジーは、「戦後政治の総決算」を呼号し、労働者人民への抑圧・支配を強めるために部落差別を激化させ、「同和」事業の打ち切り、糾弾闘争の虐殺を通じ

強まる中国の世界市場への参入

中国の国際市場への介入が本格化してきた。それは第一に、石油、綿花、トウモロコシ、等の輸出国化としてある。石油は、この間の中国のシンガポールへの石油の委託精製は、日量一〇万バレルにもおよび、マレーシア、インドネシアをしのぐ勢いである。そして、世界的な供給過剰が続く石油の輸出擴大策をおし進める通し、OPEC諸国と肩を並べるまでに原油の生産量を高めており、特にASEAN諸国への多大な影響を与えつつある。

また、綿花生産高は、綿花王国であった米国をはるかにしのいで、全世界の30%を占め、八四一八五年度には一二〇億を輸出する大輸出国に変化している。トウモロコシを中心とする粗粒穀物の輸出も昨春から開始し、

八四一八五年度（八四年一〇月一八五年九月）の予想では輸出量三六〇万トン、輸入量二〇万トンであり、どちらかといえれば輸入国であったのが、完全に輸出国に転化する見込みである。

第二に、一方では商品の買付け、資本調達も活発化している。ロンドン金属市場での非鉄金属の、あるいは香港での金のディーリングにも乗りだしている。又、天然ゴムについても、マレーシア市場では買付けの常連となつていて、タイにも買付け先を拡大するなどしている。

このようなことは、世界市場、とりわけ先に述べたように、東南アジアに大きな影響を及ぼしつつある。この拠点となつているのが、香港である。

この一一三月の中国向け輸出（中継貿易含む）は、前年同期比二・三倍の一五七億二千四百万香港ドル（一香港ドル＝三二円）と急増し、中国は、米国を抜いて香港の最大の輸出相手となっている。その香港の中国向け輸

て解放運動を解体し、体制内的融和運動へと再編せんとしている。日共は全解連がその別動隊となつてゐることは周知の通りである。そしてこの攻防の焦点の一つが狹山闘争なのだ。狹山闘争の発展は、日和見主義・融和主義との闘争抜きにはありえない。改良主義者たる社会党や「こえ」派の翼賛化は歴史的大勢であり、これと手を切り、ブルジョア独裁の打倒、官僚的・警察的機構の粉碎をめざす闘いへと政治的意識を高めるために、自覺した労働者は奮闘しなければならない。共産主義的政治の遂行が問われているのである。

部落解放運動と社会主義との結合をかちとれ！ 石川氏の闘志に応え、狹山闘争の完全勝利を戦取せよ！ 石川氏即時奪還！

出の伸びのうちで大きいのが中継貿易である。台湾や「韓」國の製品も大量に含まれている。逆に、ゴマやトウモロコシが香港を介して、「韓」國に輸出されている。

同時に、中国対香港投資はここ数年で五十億ドル弱に達しており、不動産、金融、流通、海運、製造業と広範な分野で投資を拡大しており、設立企業数は七十社にのぼっている。外国からの対中投資のうち六〇%は香港資本によるが、それでも香港から中国への投資より中国から香港への投資の方が、現在的には多くなっている。又、中国系の銀行は中国銀行とその姉妹行十三行をあわせると香港の総預金の三〇%を吸収しており、香港を介した国際的融資にも乗り出している。

石油開発などの国家的プロジェクトとともに、四つの經濟特区、十四の沿岸開放都市への外資の導入も盛んである。經濟特区は、大連、天津、上海にも拡大される見込みである。このように中国は世界市場への参入を強めているし、その結果、中国は世界的な市場分割戦に組込まれてきている。そして、世界市場への欲求は、この間の中国の国家資本主義的発展の深まりにより、必然的に高まつてゐるのである。また、逆にそれが、国内での商品生産、資本の本性の発現を促していくべきである。

七八年に始まる農村での「自由化」は昨年一〇月以来、「第二の改革」に入つておらず、八〇頁につづく

(5) 1985年6月10日

マルクス・レーニン主義通信

「労働者派遣事業法」による 差別支配の強化を許すな！

六月六日、参院社会労働委員会において、自民、公明、民社の賛成によって、「わざか十三時間の『討議』の末に『労働者派遣事業法』（以下「派遣法」）が可決された。

同法は、五月一四日の衆院社労委での可決の際にも一部修正を加えられ、参院においても再修正を加えられたのだが、後で見るようには、それらはこの法の持つ基本的な性格をいささかも変えるものではなかった。

「派遣法」は戦後における労働法制を根底からくつがえし、労働者間にもうけられた種種の差別的雇用を追認し、合法化するものであり、単に「派遣事業」に雇用される労働者に対するのみならず、日本の全労働者階級に対して加えられた攻撃である。

法制下の過程が示したもの

「派遣法」は八〇年の労働力需給システム研究会による「提言」を受けて発足した労働者派遣事業問題調査会の調査報告（八四年二月）をもとに、中央職業安定審議会が提出した「労働者派遣事業についての立法化の構想」にその基本的内容を依拠している。

この「構想」が出来て一ヶ月後に労働省通達「パートタイム労働対策要綱」が出され、そこでは差別の合法化がはかられると同時に、同一労働同一賃金の原則が公然とじゅうりんされたのである。

現在四三三万人、全労働者の一〇・五%を占めるまでに急増してきたパートタイム労働者はしかし、その実態について見ると、勤続年数一年以上が三分の二、所定労働時間五時間以上が九七%、所定労働日数週五日以上が七二・五%とフルタイムと変わらぬ就業実態にありながら、婦人パートの場合、常用婦人労働者の四分の三、男子労働者の四〇%以下という低賃金がおしつけられている。その他労働条件においても、年休があるパート労働者は三〇%、賞与は六二%、退職金が九・二%という状態である。

労働省通達は、公然とこの差別を追認―合法化したのみならず、その法制化を通じて差別された労働者群の増加を狙ったのである。この通達こそが「派遣法」の露払いの役割をはたすことになったのである。

さらにこの間、省令によって請負概念をねじ曲げ（職安法施行規則四条一項とくに四号）てきた労働省は、そのことによって本来違法（労基法四四条違反）である人材派遣業を放置し続け、明白な中間搾取の下に使役されることは必ずしも明らかではない。労働省自体、派遣業者の数を把握しているわけではないが、百万人から三百万人と言われている）生み出した後で、先の「パートタイム労働対策要綱」同様、その保護ではなく、拡大のために「派遣法」を提出したのである。

これら一連の法制化過程そのものが示すように、中曾根政権は、「高度経済成長」を支え、従つてその慘苦を一身に担ってきた社外

工、臨時工を固定化し、更に「発展」させて合法化せんとしているのである。それは五月二二日、経企庁による『二〇〇〇年にむけて激動する労働市場』なる報告の中で述べられ

ている臨時の雇用労働者の増加（現在の対常比で、六対一から三対一へ）に照応するものであり、昨年八月の労基研中間報告を基にした労基法全面改悪へと連動するものである。

派遣法が狙うもの

「派遣法」における最大の眼目は、使用者の責任の免除にある。そもそも「使用者」とは何か？ それはもちろん「派遣契約」によって「派遣労働者」を「雇用」する「雇用者」から労働力の供給を受け、直接的な労働指揮権を持つ者（企業）である。

しかしこの「使用者」は労働者を「使用しても責任を負わない」のである。

何よりもこの法律は「派遣先」＝「使用者」の団交応諾義務を明記していない。六月六日の参院社労委における再修正は「常用労働者を派遣労働者に置き換えないために」①派遣期間を業務ごとに労相が定め制限することと、②使用者と雇用者が派遣労働者の苦情処理に誠実に対処することを定めたが、①については、あくまで労働大臣の判断にゆだねられるのであって、労働者、労働組合の意志は合法的に排除されており、さらに②では、交渉の精神規定にとどまるところで事実上、団交応諾義務を否定しているのである。

これらのこととはまず第一に、労働者の首切り反対闘争は法律的に認められないものとなつたということを示している。「派遣先」＝「使用者」による解雇は「契約の解除」であつて首切りではないのだから、「使用者」は派遣労働者を使い放題に使って、いとも簡単に首を切るという現状がそのまま追認されたのである。このような状況下での「誠実な苦情処理」が一体どのようなものであるかは言わざるがなである。

第二に、戦後の中小企業における労働運動が着実に成果を重ね、闘いとつてきた「雇用者概念の拡大」が、一挙に否定されたことを見ておかねばならない。

しばしば人為的に、元請け企業の恣意によつて引き起こされてきた下請け・中小零細企業の縮小・整理・倒産に対し中小労働者は、その事実上の雇用者である大企業、銀行に対して責任を追及し、これを承認させてきたのであるが、「派遣」概念の合法化・適法化は、これまでに見てきたように「派遣法」は単なる中間搾取の復活ではない。それは事実上の現行憲法の改悪の内容を先取りした、労働法制（ブルジョアジーによるプロレタリアートの支配の仕方）における「業務委託」に他ならない。

それは「高度経済成長」の時期に生み出された「終身雇用制度」の幻想の今日的な解体

すでに見てきたように「派遣法」は単なる中間搾取の復活ではない。それは事実上の現行憲法の改悪の内容を先取りした、労働法制（ブルジョアジーによるプロレタリアートの支配の仕方）における「業務委託」に他ならない。

今日の「臨調行革」路線の一環として全労働者に振りかざされたその攻撃は、彼ら帝国主義ブルジョアジーの言う「産業構造の転換」＝大合理化攻撃に照應し、これを促進するのである。

それは「高度経済成長」の時期に生み出された「派遣法」が、港湾、建設をその適用範囲外に置いているのは、それらの産業部門ではすでに、中間搾取が常態化し、「派遣」もまた当たり前のように横行しているからに他ならない。

先進的労働者は、国家に主導される差別的支配の強化のありさまを暴露し抜かなければならぬ。労働者の階級的團結が問われているのである。それだけが、プロレタリアートの未来を保証するのである。

三菱グループの第二人事部門に他ならな

階級協調派の「賃上げ闘争」を暴露し 社会主義との結合をもつて前進せよ

低額妥結に終った85春闘

金属資本八社の労働による「八社懇」が九千円の低額回答を四月二日に発表して、八五春闘ノストなし一発回答の賃上げは大勢が決せられた。

独占資本は、労働者にストライキを打たさず、「生産性基準原理」に沿った賃上げ抑制を望んできた。資本との協調による国家の安定こそわが綱領、と唱える労働総同盟を軸に暗躍する資本の手先は、民間主要先行決着と官公労働運動の解体再編を強引に進めたのである。

総評民同の黒川、真柄指導部は、「中成長春闘」と銘を打って軽々しく資本の手先に適従した。スト「指令」を構えに止め、公労協を政府との調停に乞い、五月には「減税中心の制度政策闘争」へと軌道を変えた。

他方、共産党は国民春闘路線の焼直しに終始して、労資協調主義者と一体化を示したといえる。

中小企業春闘の強調や、賃闘を諸闘争の煽動に換えた潮流も目立った。重要なことは、労働者を独自の政党に結集させる、一貫した労働を行うことにある。

ストなし称賛する資本

財界・企業側は、決着の山場に指定された四月一〇日の翌日に、組合既成指導部の自肅を肯定する主張を発表した。

「四年間連続ストなし平和解決となつた。まずは私鉄労使にご苦労様と申し上げたい」（『日経タイムス』）

資本側の予定どおりの決着が結果したことを見ている。日経連総会のあいさつで大槻は、5%程度の賃上げにも不満を表明し、「日本経済の現状から考えて、負担の重いものにならざるを得ない」と述べた。生産性基準原理による賃金決定を強調することで、今後一層、労資一体化を進める宣言を総括に代えたものである。

「業績内容からいえば、いくらでも出せる」と豪語したトヨタの経営側は、プラス二百円交渉にもち込み低額決着した。電機は「五・五%以上はやむを得ない」としながら交渉で「五・二%が上限」と突っぱり、五・五%のスト回避基準で決着したとはい、経営側は筋書き通りと評価している。

造船・重機は、七社が三菱の九千円ラインの音頭にならない低額に押し込んだ。

階級協調派の策謀

労働総同盟は、策謀をこらして民間主要先行決着を資本の手先となって領導して回った。

鉄鋼の交渉で賃上げの下限を決定する。自動車のトヨタが鉄鋼ベースを横目に上限を設定する。電機・造船・重機の民間諸労組が両者の中間で決着する。私鉄は自動車トヨタに終った。産業の競争力が維持できる賃金決定プラスマルファで解決する。

金属労協の中村卓彦が述べた、「一つのパートンセッターが突出して決着をつけ、あとは各産業の置かれていた条件による決着」に終った。産業の競争力が維持できる賃金決定こそ全てと呼号した経済整合性の唱和は、内外均衡のとれた資本の成長を達成するためには低額・低率の賃上げをもたらしたのであった。

「私鉄は、昨年は円満解決した。今年もその方向でいくと思う。ガス抜きのストは、経営に対するより、組合に対するもの。ストが増えても労働運動は前進しない」

ストなしでは收まらないという私鉄の現場から沸き上がる声に反応して、中村は事前にスト抑制をもつて総評指導部を牽制した。人勧・仲裁の完全実施を求めていた総評指導部の方針も変更させた。同盟は、「総評が四月一七日に官公労の「違法スト」を提起している」ことを理由に、四月一五日の政労交渉に反対、中止に追い込んでいた。政労交渉ならも政府に全面的決定権をもたらそうとする宇佐美によって、後藤田総務長官の「交渉」拒否が代弁された。

労働貴族は、「民主社会主義」を掲げて資本主義制度の擁護に奔走する。賃金闘争の階級的性格を奪い取ることに全精力を傾注し、春闘の骨抜きをもくろむのも理由は一点による。組織的には、今日版「産業報国会」の確立をめざし、総評・官公諸労組を解体して、自らの傘下に編成することを構想している。

春闘過程の行動の一切にこの基調を貫いたのであった。

資本の回答に即結した単産

各単産の動きはどうであったか。

八五春闘のJC相場のカギは電機だと言われた。JC共闘は鉄に対し電機がどれだけ上積でくるかを思惑として、業績好調を背景に核を形成するバイ論を駆使した。

実際は、鉄鋼と他産業との格差を縮める動きが電機や自動車の賃上げを抑える形となつた。JC共闘は相殺効果を発揮したのである。結果的に電機・自動車・私鉄の順に波及していくこの二年間のパターンが崩れた。

資本家側は全体を5%の低率賃上げに抑えるために電機をまず制御に出で、結束を示した。JC共闘は事前協議を重視して、資本の意図をすなおに受け入れたのである。

電機労連指導部は、鉄の日程を意識しながら、「三月交渉」を重点方針に掲げていたが、三月下旬には事前協議を徹底して妥結基準を煮つめていった。産別指導といつても、私鉄などとは違い単組重視とはい、日立などの労組によって五・五%の最低ラインが主張され足並をそろえた。公式発表の裏では、プラスアルファを回答する企業もあり、実質六%台に乗せた例もある。五・五%ラインの公式発表の意図が、電機相場を抑えんとした資本の戦略に合わせたものであるのは明白である。

私鉄の決着は茶番劇そのものであった。商業新聞でさえ、「三年続きのストなしで内部に強まって不満に吐け口を与える、いわ

四・一七の官公労統一ストの設定もはじめから「政労交渉」を前提した中止指令付きの空文句であったことが数日後には露頭した。

「中成長春闘」をスローガンとしてきた指導部に徹底した闘いを望むべくもない。労働貴族に領導され、低額を強要された八五春闘を「成果あり」と総括する一方、「可処分所得向上で内需拡大」の主張を合理化するため、減税中心の制度政策闘争に方針をゆずり、資本と闘う矛先をねじ曲げてきている。

指導部はことごとく労資協調主義者の「報化」路線に合い乗りする。組織を運営する方針を他に見い出し得ないまでに腐敗を深めたのである。

春闘に向けて現場で労働者の組織化が進められている渦中に、議長の黒川は「構成組織の機能強化と全民労協の強化発展」を掲げて、来年の活動から一步ふみ出した、とされる「公益民労」第一回代表者会議（三月二六日）に出席して、新役員・代表幹事に私鉄総連委員長の立場で選出されたのであった。

マルクス・レーニン主義通信

ゆるガス抜き論も出ていた」（四月一二日付『朝日』）とやむするほどであった。

結果は四月一一日未明のスト中止指令、一万二五〇〇円決着に終った。一〇日の労使交渉の場で私鉄資本は、一万二二〇〇円の非公式回答を示した。私鉄総連中央幹部は上積三〇〇円の上乗せをめぐる交渉を演出する一方、この段階で大手組合指導部に收拾決定を根回したのである。

額の上でも指導部は指弾されねばならない。自動車トヨタの妥結額に四〇〇円プラス生活関連手当てといふ二年続きの低額妥結を更に下回る結果に終つて自画自賛するありさまである。

未明のスト中止指令までの経過は、私鉄労働者を欺いただけではない。スト体制づくりで総評指導部への幻想を与える、全民労協主導の配置通りストなし低額解決のもろみを覆い隠した。ストをもって闘う態勢にいた全労働者の怒りは抑えきれないものがある。

「民間労組」としてはじめての春闘を迎えた全電通は、二月の臨時大会で七%プラス三〇〇〇円積み上げ要求を提出していた。団体交渉の段階では五・五%プラス格差是正分五〇〇〇円に早々と変更され、指導部による低率、自制が発揮され、一万二〇〇五〇円で妥結が図られて、全民労協の妥結基準に追随したのである。

額面はJC共闘の上限に落ち着いた。NTTのスタートに当つて、まずは労働者への懐柔が上限設定を生み、同時に全電通本部への幻想を「自主決着」を装うことで与えようとしたとはいえ、傘下労働者の敗北感は拭いきれまい。

全電通・全専売がぬけた公労協は、四月一七日のストを中止して、一九日には有額回答が示されたことをもつて舞台を公労委に移行させた。一七ストから脱落したのである。

同盟系の全官公は福井議長（同盟副会長）以下三名で政府側と独自に政労交渉を設け、四月一二日、テーブルに着いた。藤波官房長官の「民間賃金の状況を見た上で、給与関係閣僚会議を開き、できるだけ早く希望に答える」との答弁に「理解ある姿勢」と評価を下した。

後藤田総務庁長官は、三月二十五日の政労交渉の場で、「ストを背景にした会見には応じない」と発言し、交渉不参加をたてに四・一七ストの中止を要求してきた。

官公労の闘いにおいて、公労協の脱落、同盟の分断交渉に遭い、公務員共闘のみが四・一七ストの一翼を担うことになった。

全実施を乞うはずであった公務員共闘指導部は動搖し、ストライキ決行に当つて自民党政府への抗議へとその意義を狹めてしまつたのである。

公務員労働者はストなし春闘にくさびを打

ち込む目的で、後退的状況ではあれストにたつた。自治労は、全国千六百八十二組合で一時間ストに入つた。都市交は七都市で始発から午前七時までのストを行い、地下鉄、バスなど五千本を止める抗議行動を展開した。全水道は一時間ストで答えたのであった。国家公務員の全農林など十一単組が二十九分のストを実施した。

政労交渉が実現せず、公務員共闘は夏から秋の闘いへ向けて態勢を組み直す。傘下労働者に人効への幻想はない。公務員共闘の孤立化は政府一同盟一官公労指導部によって強いられたものである。スト抗議の憤激を持続し、春闘の全過程を暴露すべきである。

国民春闘に徹した共産党

「春闘再構築」をもつて全民労協の管理春闘との違いを意味づけている共産党は、八五春闘で「日本労働運動の本流」を宣伝して回った。三月二日の『赤旗』掲載論文「労働組合運動のために」によつても、闘争方向が資本主義の自由な運営を望むふやけた国民春闘の再生を目的としたものでしかないことを自己暴露している。同党は「三・三一国民春闘勝利大決起集会」を開催し自らの山場を演出した。

日共を代表して発言した不破が述べたように、春闘の集約点は「軍拡臨調に反対する課題、核兵器廃絶の課題」を担えということがすべてである。前掲論文の「生活と権利の擁護、安保・軍拡路線反対、核兵器廃絶の旗をかかげて」という題が示す通り、「統一労組春闘一階級的潮流」の自負も色あせ、労働者階級の党的煽動どころか、国民主義そのものであり、究極的には政府、労働貴族との一致に終つている。

論文第三項に言う「統一労組春闘の運動」は、①国民春闘再構築の右翼労戦再編反対②革新統一の力量をたかめる③核戦争阻止・核兵器全面禁止の「四つの共同」の実現を目的としている。革新とは「安保廃棄、国民生活優先、民主主義擁護の三目標にもとづく革新統一戦線」に行きつく。

目標とする社会はどういうものか。第二項の内容に示されている。「軍事費と大企業奉仕の二つの聖域に本格的メスを入れる財政構造の転換や、対米追従外交と手をきり自主的経済外交への転換、経済危機を国民本位の方向で打開する」

日本経済の危機は「対米從属の軍拡・大企業優先の」単なる経済政策の転換によって国民購買力を高めることで解消する、とまでいいう。この点から労働者の大幅賃上げ要求を実現する、国民購買力を高める要因になる、と説く。

なく、民主主義の達成こそが目標」と変わりはない。

同盟の民主社会主義の政党的表現である民社党の「いまこそ内需拡大をして、長期安定成長体制を作れ」「眞の平和は軍縮とともに」との主張と日共のアピールは酷似する。日共はわずかに年金、農産物問題でどちらが国民諸層の要求を重視するかに相違点をつくっているだけである。

資本主義社会を前提として、どちらが経済の自由化をプログラム化するか、和平を求めるかを争うのはこつけいである。

組合運動の現場において、「住民のための官公労」「聖職としての教師」と、日共の求めめる労働者像はますます資本の受け入れる国民的人格を要求してきている。反動的な綱領の本質は全活動に反映するものである。

社会主義と労働運動の結合

春闘中に、混乱し動搖した自らの煽動をもち込む潮流がいる。曰く、「階級的労働運動がかかるべき旗は、國家と資本からの独立である」

第四インターのかくいう混乱の効果は、日共の言う「資本からの独立」「政党からの独立」という労働戦線の統一にすり寄つていくものである。

「プロレタリアートは帝国主義国家の国益を擁護しない。祖国防衛の立場に立たない。公共の名による一切の収奪を拒否する。企業防衛を拒否」する。やがて「労働者権力の樹立」へ。第四インターのメーティアペールはかくして、「独立」という無政府主義でプロレタリアートの国家、プロ独の概念を置き換えている。民主的要請の実現が次に出てくるのは（それも反対の立場を担うのみの）、つまりところ労働者階級の独自の闘いを放棄し反ファシシズム統一戦線に席をゆする気持がありとうかがえる。

このような煽動基調から、総評労働運動敗北を述べ、プロレタリアートの闘いを望んだところで、総評労働運動の再生を目的にふり回され労働者ははずたずに分断されるだけである。たしかに反政府統一戦線を目標としているにすぎない最悪の日和見分子は、無政府主義やら修正主義やらの間を動搖はじめている。

「階級的労働運動の隊列を強化しよう」と「中小春闘の恒常的発展を」追求する潮流もみられた。我々も、当面の組合運動の成長を意識的に追求することに反対はしない。同時に、党の煽動としては極めて狭いことを警告しなければならない。組合運動の発展を戦略目標として、階級的意義を強引に見出そうとする、労働者階級の団結の最高形態である独自の政黨をつくりだすこととに全力を傾注するよう、労働者諸君に訴えることである。

我々の結語は、社会主義的労働運動を指導する、労働者階級の団結の最高形態である独自の政黨をつくりだすこととに全力を傾注するのである。

「権利闘争」に止まらず政治闘争として労働運動を发展させることは、春闘とその総括においても全面的政治暴露として貫かれなければならないし、闘いの全過程で共産主義政党との結びつきをつくることである。

1985年6月10日

マルクス・レーニン主義通信

再分割めぐる帝国主義抗争の現局面

「西側」帝国主義列強間の「経済摩擦」が激化している。それは、ボン・サミットを前後する諸会議における日本に対する批判の集中に見られるように、日帝の急速な伸長を一つの焦点としている。このような「経済摩擦」の激化とは、世界の再分割をめぐる資本家団体間の、また列強間の抗争の激化に他ならない。各国はそれぞれに自由貿易をかけて、互いの市場開放を要求している。しかし、実際は保護貿易主義と保護貿易主義との対立しているのである。

「経済摩擦」の実態

「経済摩擦」の実態を見ていこう。第一に、米一日・EC間では、①米側の入超のうち、三〇%を日本が、一〇%をECが占め②の高金利を求めて、日・ECからの資金がアメリカに流入し、とりわけ日本は入超額の八割弱にあたる三〇四億七千万ドルを証券投資等の形で投資し、③ドル高の中、農産物をも含めて米製品の国際競争力が低下するという状況が存在している。

まず、日米間では、四項目(木材、通信機器、医薬品・医療機器、エレクトロニクス)についての市場開放要求をめぐっての対立が、年頭の中曾根訪米時に始まった。それは現在、一定の妥協に達しつつも、更に農産物の輸入制限撤廃へと対立は継続していこうとしている。また米・EC間では、農産物、鉄鋼をめぐっての対立が燃え上がっている。

第二に、日本・EC間では、①EC側の入超が一〇〇万ドル前後になるという状態が、続いており、②ユーロ債発行の自由化等の中で、ヨーロッパでの日本の銀行資本の進出が激しく、③トルコでの第二ボスプラス橋受注問題に象徴されるようにECの勢力範囲への日本資本の進出の活発化という中で、EC各國は「相互主義」を掲げて、日本の市場開放を迫ってきている。

サミット前の米英会談において、サッチャード・レーガンは、新ラウンドの交渉と併せて日本に一層の市場開放を迫ることで一致点を見いだした。サッチャーはまた、サミットにおいて日本批判の最先鋒をなし、サミットの中曾根との会談では、米国に偏らない市場開放を「率直な言葉」(『サンデー・タイムズ』)で迫り、もしさうしなければ、西欧諸国は自国の利益を尊重しなければならなくなろうと語ったという。

西独はボン・サミットを前にした日独会談において、①エアバスの最新型機「A320」の購入②西独製のBWR(沸騰水型原子炉)の購入③気象衛星「メテオサット」の輸入と、歐州が開発した衛星打ち上げ用ロケット「アリアン」による「メテオサット」の打ち上げの要求を突きつけた。⑤の要求の背景となっているのは、日本の銀行が、ヨー

ロッパにおいて債券発行等の業務を活発化せているのに、日本では、外国銀行が証券業との兼業を禁止されていることが、新たな対立をひきおこしていることである。この報復措置として、今春のマルク建て外債の発行引き受け主幹事業務の対外開放に際して、日本だけを締めだすということが行われた。フランスも、エアバスや気象衛星の購入を要求しているといわれる。

それは何を示しているか

このような「経済摩擦」の激化は、何を示しているのだろうか。

第一に、それはアメリカ経済の活性化に主導された一定の景気回復の終りを示している。今年第一・四半期のアメリカ経済の実質成長率はわずか〇・七%であり、景気の後退は否定できないものとなっている。レーガノミクスによって実現された八年以来の好況は、一方では「双子の赤字」をもたらし、高金利・ドル高はそれを加速化する役割をはたしてきただ。高金利を目指して流入した外資に対する利払いは、八五年度予算の歳出の一五%を占めるほどの高さである。この結果、経常収支の黒字さえ縮小し、対外純資産は八四年中に一四〇億ドルまでになり、現在すでに純債務国に転落したといわれている。貿易収支は、ドル高が輸入奨励金の役割をはたして大幅な入超となり、また農産物(世界農産物貿易でのシェアは五〇%から四五%に低下したという)を初めとしてアメリカの製品の競争力の低下をもたらした結果、いよいよ赤字となつている。こうして米景気は後退を開始したのである。

これは、多かれ少なかれ米景気の活性化に依拠してきた「西側」各国の景気後退の前ぶれを意味している。それ故に、商品市場、資本の投下先をめぐる対立は死活を争うものとして存在している。

第二に、この間の景気回復の下でも不均等発展が一層進行して、再分割戦が顕在化したことである。

なかでも日帝の伸長は著しい。日本は、輸出ドライブによる景気回復をばかり、莫大な出超を記録してきた。そうしてかき集めた資本を海外投資・資本輸出に振りむけている。日帝の昨年度の資本輸出は、直接投資が前年度に比べて二四・七%増の一〇一億五五〇〇

万ドルにのぼった。又、証券投資の急増(五六・一%増)によって、対外純資産高もイギリスと並ぶ七四三億ドルになった。名目GNPに占める割合も三%から六%に高まつた。こうして日帝は、今年中には世界一の債権国になるとさえ言われている。

日帝の対応と社会排外主義

このような結果、「経済摩擦」的一大焦点として日本が、先のボン・サミットでも批判を集中的にあびることとなつたのである。

これに対し中曾根は、製品輸入・市場開放に一定応じるとともに、サミットの席上、内需拡大を約束し、「抜本的な税制改活を行う」ことを表明したのである。

これによつて、国内の内需拡大をめぐる論争も促進されている。自民党内でも、河本を先頭として大幅減税による内需拡大の要求が高まっている。すべての野党がこれに合唱している。彼らは、大幅減税によって実質可処分所得が増え、その結果内需が拡大し「本物の成長」(河本)が始まつて円高が導かれ、「経済摩擦」が解消すると主張している。

このような内需拡大論は、資本主義を美化するとともに、国家への寄生によつて生きのびようとするブルジョアジーと小ブルジョアジーの要求を代表している。又、他列強からの圧力をかわすため、なんらかの減税が行われたとしても、それは必ず大増税へと連なつていくことは火を見るより明らかであろう。そして、「経済摩擦」を避けるために、といふことでもつて帝国主義政治と融合し、労働者に「城内平和」・階級協調を呼びかけるものである。

日本共産党も同様である。彼らは言う、「貿易摩擦解消のために、…劣悪な賃金、労働条件と下請け犠牲に抜本的なメスを」(五月五日付「赤旗」と)。これはブルジョア労働運動の絏済整合性論とかわらないし、労働者を帝国主義政治にひきいれるものだ。彼らは、日米「経済摩擦」に対しても、政府を「対米屈従外交」と批判し完全に排外主義の立場に立ってきたのである。

労働戦線にあつても帝国主義との融合は深まっている。ブルジョア組合主義者の代表である鉄鋼労連指導部は、日本の鉄鋼業を守るために称して、「途上国」からの「不公正」輸入の規制を要求している。また、延期されたとはいえ、労働四団体が、山口労相とともに日本の立場を説明するために、ヨーロッパを訪問することが計画されているのである。

このような野党、労働戦線の翼賛化は、この間の激しい債権国化によって、日本帝国主義が寄生性・腐朽性を強めたことの一つの現われである。

帝国主義的抗争の根本には、世界的なプロレタリアートと被抑圧民族との搾取がある。そしてこの袋小路からの活路は、プロレタリア共産主義革命以外はない。その勝利のためには、日和見主義・社会排外主義勢力と断固として手を切り、闘わなければならないのである。「城内平和」を拒否し、帝国主義の一掃目指して闘おう。

マルクス・レーニン主義通信

(9) 1985年6月10日

あいつぐ炭鉱事故と石炭政策

またしても、炭鉱の大惨事がおきた。五月一七日、北海道の三菱南大夕張炭鉱のガス爆発事故で、六十二人の炭鉱労働者の命が奪われ、二十四人の重軽傷者がいたのだ。八一年に死者九十三人を出した北炭夕張新鉱の大惨事以後、八四年には三井三池有明鉱で八十三人が死亡、今年の四月二四日にも三菱高島鉱で死者十一人を出し、そして今回の大惨事である。この一年半余に、三鉱で計百五十六人の炭鉱労働者の命が奪われたのだ。

(1)

南大夕張炭鉱のガス爆発事故は、坑内に流出したメタンガスに火が引火し、爆発して起ったものとみられている。南大夕張のような地中の深くを掘り進む深層炭鉱には、メタンガスが多いことが知られている。それ故、ガス抜きは最重要な安全対策だ。ところが「ガス抜きのボーリングを行う際、経費を安くするため、たとえば六十メートル掘らなければならぬのに、下請けに対する指示で三十メートルでやめることがある」（同鉱の掘削作業員）という証言により、ガス抜きが不充分にしか行われていないことが明らかになっている。また、外尾善次郎東大教授は「切り羽などでは採炭の前にパイプを打ち込んでガス抜きを行うが、抜けるガスは約二〇%にすぎない。半年か一年、ガスが抜けるのを待てばいいのだが、日本の石炭産業ではそれだけの余裕がないのが実情だ」と述べている。つまり、事故の第一の原因是、利潤追求のための不充分なガス抜きにあるのだ。

利潤追求のために労働者の安全が無視されているのは、それだけではない。「山鳴りはしおりゅうあつたが、山鳴りぐらいでは作業中止にならなかつた」「携帯用の自動警報器は坑内で頻繁に鳴っている。保安責任者は『鳴れば鳴るほどいい炭が採れる』といつて作業を続けさせる」といった、驚くべき証言が出てきている。

第二の原因是、おざなりの安全対策だ。センサーはあったが作動しなかった。何故なら、会社のセンサーの設置方法が鉱山保安規則に違反していて、相当ガスがたまなければ動かないようになっていたからだ。また、ガスが出ていてもたたかなければ作動しないセンサーもあったという。さらに、事故二日前には会社と労働組合が坑内で保安点検をやっているが、これは、保安点検がいかにおざなりなものかを示していると言えるだろう。そしてこれらのことから言えるのは、資本の行う安全対策等は決して労働者の安全を考えてのものではなく形式的なものであり、会社が社会的な体面を取り繕うためのものなのだといふことである。

第三は、通産省・札幌鉱山保安監督局の態度である。まず、センサーの設置基準に違反しているにもかかわらず、摘発しなかつたこと。また、災害直前に監督局が十三項目にわ

は事故現場と推定される場所でのもの）を出しだが、通産省はこの改善命令の確認を怠ったのだ。これは、通産省・監督局が、独占資本の利潤追求を守るためにあることを如実に示している。

南大夕張炭鉱の大惨事は、このようにまさかに必然的に起きたものであり、労働者は資本によって殺されたのだ。資本主義における生産が本質的に利潤のための生産である以上、保安施設等はむだな出費でしかなく、労働者が安全は無視され、大惨事は再びみたびくり返される他はない。労働災害を絶滅させる闘いもまた資本主義を打倒する闘いと結びつかなければならないのだ。

(2)

六〇年代初頭から、エネルギー産業の大転換が行われ、六〇年には六二二を数えた炭鉱数は激減し、六五年二三二、七〇年七四、七五年三五、そして現在は三〇となっている。これは、「スクラップ・アンド・ビルド」の名において、ほとんどの中小零細炭鉱が切り捨てられる一方、独占資本の炭鉱は徹底的な合理化を行い、生き延びてきたことを示している。また、六一年度の一人当たり一ヶ月の出炭量が二一・七トンだったのにに対し、八四年度には九二・一トンに達しているのを見た場合、この合理化がいかにすさまじいものであつたかは想像に難くない。そして、合理化は常に、一方で労働者の首切りを強要し、他方で「安上がり」採炭のための労働強化を保安対策を無視しつつ推し進められてきたのである。

炭鉱を離れた多くの労働者は「流民化」し不安定な生活を余儀なくされ、また、原発の下請け労働者となり放射能の危険にさらされ、炭鉱に残った労働者は合理化の中で命をすり減らし事故で命を失う。まさに「去るも地獄、残るも地獄」であり、「スクラップ・アンド・ビルド」が進行する中で、独占資本は、生き残るために、労働者に一方的に犠牲を強いてきたのである。

六三年の石炭鉱業審議会の第一次答申で、答申が進むにつれ年産量は減らされてきたが、二度にわたる石油ショックなどもあり、「重要な国産エネルギー資源である石炭を確保することは国家的な要請である」とし、政府は

巨額の赤字を肩代わりし徹底した合理化を強制しつつ、八一年答申では年産二〇〇〇万トン体制を打ち出している。そして、ここ数年年産一七〇〇万トン前後の横バイにもかかわらず二〇〇〇万トン体制の看板をおろさなかつことは、無理な生産の強制であり、今回の事故の背景となっているのである。

他方、石炭の大口需要家である鉄鋼業界は、鉄鋼不況を反映しつつ「安い」国外炭に目をつけ、国産原料炭不要論を打ち出している。そしてこれは、石炭産業が生き延びるための、さらに徹底した合理化を推進する強制力となるであろう。

国家と癒着した独占資本は、寄生性・腐朽性を強めつつ、労働者への犠牲の転嫁をさらにもたらすかを明らかにした。炭労には、かつて三井三池闘争を担つた姿は今はなく、政策転換闘争以降後退を続け、今では全民労協に加盟し労資協調主義の道を歩みつつある。南大夕張の大惨事が起きる少し前の四月二四日に死者十一人の事故が同じ三菱の高島鉱で起き、南大夕張事故二日前には会社と労組が坑内の保安点検を行っているのにこの大惨事である。「閉山阻止のためには生産協力もやむなし」とする姿勢を持つ現在の炭労には、事故を防ぐ闘いさえ行うことができず、労働者を見殺しにしたとさえ言えるのである。

しかしながら、「現在の炭労には、炭鉱労働者の生命と生活と権利を守ることはできない」として、「職場を労働者自身が管理することをめざして闘おう」「かかるべきストライキは石炭産業の無償国有化と労働者管理だ」と叫ぶことは、組合主義を出るものではない。かかるべきは生産手段の共有化であり、しかもそれはブルジョアジーの収奪と打倒を通して実現されることを明らかにし、煽動しなければならないのである。

先進的労働者は、今回の事故の資本家どもの責任を徹底的に弾劾せよ！ ブルジョアジーを収奪し、ブルジョアジーとその政府を打倒する闘いに決起せよ！

1985年6月10日

マルクス・レーニン主義通信

日本共産党は、去る五月一四日から第十回中央委員会総会を開き、「機関紙拡大を中心とした党勢拡大の大運動」と一〇月に第十七回党大会を開くことを決定した。都議選の渦中で入閣のための議席拡大に奔走する日共は、もはや階級協調をとなえる社公民と何ら本質的に変わることではなく、自画自賛と国民におもねることによってのみ自らを支える小ブル政党の堕落の道へと突き進んでいる。

小ブル平和主義者の反核運動

十中総で決定されたのは、機関紙拡大とペンフの普及と党員拡大の呼びかけにすぎない。第十二回党大会以来の課題であった「四百万の読者」を実現する条件は充分ある、と内外情勢を次のように特徴づけている。①核兵器廃絶が世界政治の日程にのぼり、反核勢力と核固執勢力の対決点になつていて、この運動の先頭に立つていてこと②レーガン政権の危機③霸權主義、大国主義も從来のままのやり方では振る舞えなくなっている④中曾根内閣の高支持率は、反共野党とマスコミの右傾化に支えられた表面的なもので、攻勢的に攻め込める条件は充分にある、など、自らの都合のよい情勢分析の下に党員拡大の見通しをたてている。

宮本の、「戦後四十年の教訓と日本共産党の先駆的役割」と題した冒頭発言は次のようない内容である。

①第二次大戦終結四十周年の教訓として、日伊独がくりひろげた軍国主義、専制主義、ファシズムの再現を絶対許してはならない②第二次大戦後、もっとも重要な課題である核兵器廃絶のために国際統一戦線をつくる観点は、反ファシズム統一戦線の教訓を現在に生かす道である。③名実ともに五十万の知的自覚、同志愛、連帯の党をつくること。

①のについては米ソ共同声明での核軍縮の結論をもちだし、「その後のレーガンの逆流や日ソ共同声明の立場と異なる流れが核兵器廃絶への抵抗になつていて」と信じられないような幻想をふりまく。帝国主義を打倒しなくても、米国やソ連にお願いすれば核戦争はなくなるというような、小ブル平和主義を人々にうえつけるものである。さらにこのようない小ブル平和主義は、ファシズム対民主主義といいうような第二次世界大戦の歴史観、反ファシズム統一戦線を美化しそれを反核運動にあてはめるというドグマをくり返す結論になつていて。

③については党員大量離脱が尾をひいていることを表わしているにすぎない。九中総決定の読了が党員の二割台にしか達しなかつた状態、読了などしなくてよいという風潮が現われていたことが明らかとなつた。

委員長不破の幹部会報告の中でも、機関紙を中心とした党勢拡大運動の提起が重点になつており、九中総以降の機関紙活動で「増紙

入閣主義を深めた日共の十中総

ある。

「党大会を成功させることは全党的責任であり、それは同時に日本の国民と民族の将来に対しても日本共産党が負っている責任でもあります」(同)。ここにはもはやプロレタリア的性格などかけらもなく、反動的な国民主義・民族主義があるだけである。

十中総で決定された内容は、核兵器廃絶と核軍拡が何度も返されているだけで、そのブルジョア的改良主義は他の国民党と連帶の活性あふれる党を唱え党員の資格審査をもちだすなど、党内統制にのりだしているのだ。

その他には「反共野党」「対外貿易分子」と他党を批判している部分があるが、そのようなレッテルはりによつて自らを正当化することしかできない日共の現実を示している。「戦争に反対してきたのは日本共産党だけです」等々、核廃絶を全面に掲げることで他党と区別しようとしているが、この主張がかえつて前に述べたように日共の小ブル平和主義を明らかにする結果となつていて。

自民党政を擁護する都議選方針

「六月にせまつた東京都議会選挙も、自民、公明、民社、新自クの反動連合、都政に対する、真の革新の党の闘いとして、東京の都民の利益、都政の将来にとどまらない全国的意義をもつ重要な選挙であり…革新統一と日本本の民主的再生を願うすべての団体と人々を結集するという統一戦線運動は、いまやその真価をしめしつつあります」—幹部会報告で不破はこのような入閣主義・階級協調主義の都議選方針をうちだした。

四月に発表された「核兵器廃絶へ、核基地のない東京へ、くらしと営業、緑と安全を優先する都政へ」と題する都議選政策も、小ブルの政策に貫かれている。ここには、「非核宣言」「都民本位の都政」「大企業のもうけを中小企業に」等々中曾根政権に対する根本的な批判は何ひとつない。小ブルジョアジーの利益を擁護し、鈴木都政「悪政」を改良せよといつてはいるにすぎない。

一方都議選のために一月に延期した党大会については、「日本共産党の大会は、戦前、天皇制政府の野蛮な弾圧のなか非合法下で一九二二年の党創立大会をふくめて三回ひらくれ戦後は…」このように戦前、戦後を通じて一つの党として大会をつみかさねてきたのは他党にない特色です」(「赤旗」と述べるなど、なんと御都合主義的な歴史解釈である。

中国国家資本主義の発展は、ブルジョアジーの「社会主義の崩壊」論や、日本共産党や反スターリン主義者等の「成長の病」論といった評価の誤りをあきだしつつ、一層進んでいくだろう。それは、中国に共産主義のための条件を作りだしていくに違いないのである。